

別表（第8条関係）

学校教育法施行令第8条に基づく指定学校の変更基準及び 学校教育法施行令第9条に基づく区域外就学等の承諾基準		
理 由	必要書類	期 間
1 住居に関する理由		
最終学年の児童生徒が転居した場合	申請書	卒業まで
学期途中の転居の場合	申請書	学期終了まで ただし、卒業学年の兄弟を有する場合、兄弟の卒業まで
住宅新築等により転居が予定され、入学又は学期当初から転居予定地の学校に就学を希望する場合	申請書、転居が確実にあることを証明する書類、土地及び建物売買契約書等	適当と認められる期間
住宅建て替えによる一時的な転居の場合	申請書、建て替えが確認できる書類	建て替え終了まで
2 家庭に関する理由		
保護者の勤務地や自営業地のある学校区に入学（転学）を希望する場合	申請書、保護者の就業証明書等	卒業まで
保護者が病気療養等により他の学校区の家庭に保護されている場合	申請書、医師の証明書	適当と認められる期間
3 身体的理由		
視覚障害者等で指定学校への就学が困難で、希望する学校へ通学させる方が、近距離又は交通の事情等の利便性から、児童生徒の負担が軽減されることが考えられる場合	就学指導委員会及び学校からの意見書	卒業まで
4 地理的理由		
通学距離が、小学校においては4km、中学校においては6kmを超えて通学しなければならないとき	申請書	卒業まで
5 その他の理由		
いじめ、登校拒否の場合	申請書、学校からの意見書	適当と認められる期間
心身上の理由により、指導上特に配慮を要すると就学相談の結果認めた場合	申請書、学校からの意見書、医師の診断書等	適当と認められる期間
学校区の変更に伴う暫定的処置の場合	教育委員会の指定による	適当と認められる期間
家庭の事情により、住民票の異動ができないと判断される場合、その他特にやむを得ないと教育委員会が認めた場合	申請書、必要な書類	適当と認められる期間